

富谷市公告第53号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、下記地域計画を策定したので、同条第8項の規定により公告する。

なお、地域計画は、富谷市役所（経済産業部農林振興課）において一般の縦覧に供する。

令和7年3月27日

富谷市長 若 生 裕 俊



1 地域計画を作成した地区

富谷全域

（地区内農業集落名） 富谷、一ノ関、二ノ関、三ノ関、志戸田、穀田
大童、今泉、大亀、石積、明石、西成田